

利益相反管理方針

ミュンヘン再保険会社 日本支店(以下「当支店」といいます)は、この利益相反管理方針に則って、当支店のお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

1. 利益相反管理の対象

当支店は、当支店ならびにミュンヘン再保険会社本支店およびその子金融機関等(以下、総称して「当支店等」といいます)が行う取引のうち、利益相反のおそれのある取引(以下「対象取引」といいます)を対象として、利益相反管理を行います。

2. 対象取引の種類および特定

対象取引には、次のような類型があります。

- (1) お客様に不当な不利益を与えることにより、当支店等が不当な利益を得るおそれのある取引
- (2) 他のお客様の利益を優先した結果、お客様に不当な不利益を与えるおそれのある取引
- (3) お客様の機密情報を不当に利用して当支店等が利益を得るおそれのある取引

対象取引は、個別具体的な事情を勘案して検討の上、特定します。

3. 利益相反管理の方法

当支店は、対象取引を特定した場合には、次のいずれかの措置または次のうちの複数を組み合わせた措置を実施することにより、お客様の保護を適正に確保します。

- (1) 対象取引を行う担当者と当該お客様との他の取引を行う担当者を分離する
- (2) 対象取引または当該お客様との他の取引の条件または方法を変更する
- (3) 対象取引または当該お客様との他の取引を中止する
- (4) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示した上で、当該お客様の同意を得る

4. 利益相反管理体制

当支店では、利益相反管理をコンプライアンス・オフィサーの所管とします。コンプライアンス・オフィサーは、利益相反管理規程を整備の上、当支店の従業員に周知徹底します。